

トラックキャブ塗装工場更新計画に係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

三菱ふそうトラック・バス株式会社
取締役社長 ヴィルフリート・ポート
東京都港区港南二丁目16番4号

2 指定開発行為の名称及び所在地

トラックキャブ塗装工場更新計画
川崎市中原区大倉町10番地

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成16年3月30日（火）

4 問い合わせ先

川崎市中原区大倉町10番地
三菱ふそうトラック・バス株式会社 管理本部総務部
電話 044-587-2000

（環境局環境評価室 担当）

電話 044-200-2156

**トラックキャブ塗装工場更新計画
に係る条例環境影響評価審査書**

(概要)

平成 1 6 年 3 月

はじめに

トラックキャブ塗装工場更新計画（以下「指定開発行為」という。）は、三菱ふそうトラック・バス（株）（以下「指定開発行為者」という。）が中原区大倉町 10 番地の同社川崎製作所の敷地 43ha の南西部の一角、面積約 1.1ha の区域において、トラック製造工程の一つであるトラックキャブ塗装ラインの老朽化に伴い、新たに塗装工場を建設するものである。なお、新工場の稼働後には既存の塗装ラインを撤去する計画である。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査し、その予測評価を行い、平成 16 年 1 月 13 日当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

川崎市はこれを受けて準備書を公告・縦覧したところ、市民等から意見書の提出がなかったことから、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 16 年 2 月 20 日に審議会の答申を得た。

川崎市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

- ・三菱ふそうトラック・バス株式会社
取締役社長 ヴィルフリート・ポート
東京都港区港南二丁目 1 6 番 4 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

- ・ 名称：トラックキャブ塗装工場更新計画
- ・ 種類：工場又は事業所の新設（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則第3条に規定する別表第1の5に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

- ・ 位置：川崎市中原区大倉町10番地
- ・ 区域面積：11,159 m²
- ・ 用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

トラックの製造工程の一つである塗装ラインの老朽化に伴い、新たに川崎製作所内に塗装工場を建設して、塗装ラインを更新する。

イ 土地利用計画

- | | | |
|------------|----------------------|-----------|
| ・ 新塗装工場棟 | 6,188 m ² | (55.5%) |
| ・ 屋外設備 | 33 m ² | (0.3%) |
| ・ 緑化地 | 2,805 m ² | (25.1%) |
| ・ 構内通路・駐車場 | 2,133 m ² | (19.1%) |

ウ 建築計画

- ・ 建築面積：6,188 m²
- ・ 構造・規模：鉄骨造4階建て、高さ：GL+30m以下
- ・ 延床面積：18,814 m²

エ 処理設備計画の概要

項 目		計 画 内 容
被 塗 物		大、中、小型トラックキャブ
生産能力		30台/h（480台/日）
処 理 工 程	脱 脂 工 程	油分、ゴミ、鉄粉を除去する工程
	化 成 工 程	塗装密着の為の皮膜を生成する工程
	下 塗 工 程	防錆の為の下塗を塗装する工程
	下塗焼付工程	下塗塗膜を焼付乾燥する工程
	シーラー工程	水密、気密の為、鋼板合わせ目をシーリングする工程
	シーラー焼付工程	シーラーを焼付乾燥する工程
	上 塗 工 程	美観、耐久性の為の上塗を塗装する工程
	上塗焼付工程	上塗塗膜を焼付乾燥させる工程
運 転 計 画		16時間/日（昼夜2直稼動）、年間稼働日数242日

2 審査結果及び内容

（1）全般的事項

本指定開発行為は、トラックキャブ塗装工場の建設事業であり、建設時における大気、騒音、振動、交通安全対策や供用時の大気、悪臭、騒音、安全など周辺住民への生活環境上の配慮が求められることから、準備書等に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査意見の内容を確実に遵守するとともに、工事着手にあたっては、周辺住民等に対する工事説明を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、関係住民の問合せ窓口等について、十分な周知を図ること。

（2）個別事項

ア 大気質

(ア) 建設時について

建設機械の稼動に伴う敷地境界における汚染物質の年間平均値は、二酸化窒素で最大 0.0043ppm (付加率 12.5%)、浮遊粒子状物質で最大 0.0017mg/m³(付加率 4.3%)、工所用車両の走行に伴う予測地点における汚染物質の年間平均値は、二酸化窒素で 0.000194ppm (付加率 0.61%)、浮遊粒子状物質で 0.000132mg/m³(付加率 0.38%)と予測している。

また、建設機械のピーク稼動時の敷地境界における二酸化窒素の付加濃度最大値は 0.110ppm であり、中央公害対策審議会の短期暴露指針値 (0.1~0.2ppm) の下限値を上回るが、その範囲は敷地境界近傍に限られ、住居地域では指針値を下回ると予測しており、工事にあたっては可能な限り排出ガス対策型建設機械の使用及び運転管理などの環境保全措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、建設機械の稼動に伴う二酸化窒素については、現状に対する付加濃度が高いと考えられることから、工事にあたっては二酸化窒素の排出量低減のために考えられる種々の方策を検討し、可能な限り大気環境への負荷の低減に努めること。

(イ) 供用時

乾燥炉の稼動に伴う二酸化窒素の年平均値に対する付加濃度は最大 0.0000070ppm、付加率 0.02%と予測し、施設の稼動にあたっては熱気漏れの少ない高効率乾燥炉を採用することにより、窒素酸化物排出量の削減に努めることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、塗装施設の稼動に伴うトルエン、キシレン、ホルムアルデヒド (以下「VOC」(揮発性有機化合物) という。) の排出口での濃度は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に規定された規制基準を満足するとともに、塗料の使用量削減等の対策を講じることにより VOC の排出量を現状よりも 1 割削

減することから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、塗装施設の稼動に伴う VOC の排出については、これらの物質が浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質の一つとして注目されており、排出抑制が求められることから、本計画における VOC の排出量について、その削減の手段と根拠を定量的に示すとともに、関連技術開発の動向を踏まえて可能な限りの低減化を検討すること。

イ 悪臭

本計画では、乾燥炉の排気ガスは排気処理装置により悪臭物質を熱分解することから、塗装施設の稼動に伴う臭気濃度は最大で 1.4 (風速 3m/s、大気安定度 B) であり、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定められた敷地境界の許容限度を下回るとしている。また、塗料の使用量削減等の対策により VOC の削減を図るとともに、排出口の位置を敷地境界から離すなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺環境に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地が住宅地に近接しており、気象状況によっては、影響が考えられることから、施設の維持管理の徹底を図ること。

なお、供用後の事後調査については、その調査時期及び調査方法について関係部署と協議すること。

ウ 緑

(ア) 緑の質

本計画では、既存の植栽は保存し、新たに植栽する予定樹種は環境特性等に適合した樹種を選定し、鳥類等野生生物にも配慮した緑空間を創出することから、緑の適切な保全育成及び緑を生かした環境創出が図られるとしているが、植栽にあたっては、時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は25.1%で、地区別環境保全水準25.0%を満足しており、また、緑の構成は高木、中木、低木及び地被類を適切に配置する計画であることから、緑を活かした環境を創出できるとしているが、新たに植栽する樹木等の適正な管理と育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

現況の植栽地の土壌は、下層部分まで腐植が含まれており、盛土に用いる植栽基盤として概ね適切であり、基盤整備にあたっては植物生育の障害となるものは除去し、施肥及び必要に応じて客土を施す計画であることから、適切な植栽基盤としての土壌が整備されるとしている。

しかしながら、予定植栽地の大部分の土壌については、既存建屋の関係から調査が未実施であることから、この土壌を用いるときには適切な土壌改良を行い、良好な植栽基盤として整備すること。

エ 騒音

建設機械の稼動に伴う騒音レベルは、敷地境界で60～78デシベルと予測し、地区別環境保全水準(85デシベル)を下回るものの、工事に際しては低騒音型の機種を採用や騒音の影響の少ない工法を選定する等の環境保全のための措置を講じることから、周辺的生活環境へ及ぼす影響は少ないとしている。

一方、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、68.4～70.3デシベルと予測し、地区別環境保全水準(70デシベル)をわずかに上回るが、その付加レベルは0.3～0.4デシベルであり、工事に際しては過度な車両集中が発生しないよう配車計画に留意する等の環境保全のための措置を講じることから、周辺的生活環境

へ及ぼす影響は少ないとしている。

また、供用時における設備機器の稼動に伴う騒音レベルは、敷地境界において最大で 50 デシベルと予測し、地区別環境保全水準（55 デシベル）を下回るものの、設備機器は可能な限り屋内に設置する等の環境保全のための措置を講じることから、周辺的生活環境へ及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、工事用車両の走行に伴う騒音については、地区別環境保全水準を超える状況下で工事を進めることは望ましくないことから、準備書に記載の環境保全措置を徹底すること。

オ 振 動

建設機械の稼動に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界西側で 60～65 デシベル、南側は 15～28 デシベルと予測し、地区別環境保全水準（75 デシベル以下）を下回っているものの、工事に際しては可能な限り低振動型機械、振動の影響の少ない工法を採用するなどの環境保全のための措置を講じることから、周辺的生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、ピーク時間においても 46.8～47.6 デシベルであり、人体に感じる振動レベル（55 デシベル）を下回るものの、工事に際しては適切な配車や法定速度の遵守等の環境保全のための措置を講じることから、周辺的生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。これらの評価は概ね妥当であると考える。

カ 廃棄物

（ア）一般廃棄物

供用時に発生する事業系一般廃棄物は、発生場所にて分別回収した後、再利用が可能なものはリサイクル業者に委託し再利用を図り、できないものについては川崎市の許可を受けた業者に委託し適正に処理する計画であることから、周辺生活環境に

支障を及ぼさないとしており、その評価は概ね妥当であると考ええる。

(イ) 産業廃棄物

解体工事及び建設時に発生する産業廃棄物については、資源の再利用や再生利用を図るとともに、再利用が困難なものについては適正な処理を図ることから、周辺の生活環境に支障をきたすことはないとしている。

また、供用時に発生する産業廃棄物については、極力再資源化して再利用を図るとともに、再利用が困難なものについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理・処分することから、周辺の生活環境に及ぼすことはないとしている。これらの評価は概ね妥当であると考ええる。

なお、産業廃棄物については、減量化、再資源化及び再利用の積極的な取り組みが求められることから、その方法及び結果について市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

掘削工事に伴う建設発生土量は 4,600m³ と予測しており、全量埋戻しや緑地の盛土に再利用するため、建設発生土の処理に伴う周辺環境への影響はないとしており、この評価は概ね妥当であると考ええる。

キ 景 観

計画建物完成後には新たな景観が形成されるが、建築物西側の敷地境界沿いに中高木を配置する植栽地を確保し、圧迫感の軽減を図るとともに、建物のデザイン、色彩に配慮することから、周辺環境との調和は保たれるとしているが、建物デザインや色彩について、市関係部署と協議すること。

ク 日照障害

本計画は、建築基準法及び川崎市建築基準条例に定める日影規制を満足するとともに、地盤面高さにおける日影の影響について、冬至日の住居地域に及ぼす日影時間は1時間未満となるよう計画しており、周辺の住環境に及ぼす影響は少ないとしているが、影響を及ぼす住宅等に対しては、その程度について十分説明すること。

ケ 電波障害

本計画に伴うテレビ受像障害に対しては、受信アンテナの改善や共同受信施設の設置等により原状回復の措置を講じる計画であり、また、その措置方法、時期、範囲及び措置後の維持管理については、関係者と十分な協議を行い、良好な電波の受信維持を図るとしているが、工事中から障害の発生が考えられることから、その段階から対策を行っていくとともに、障害が発生したときの問合わせ窓口を明らかにすること。

コ 地域交通（交通混雑及び交通安全）

交通混雑については、工事中の工事用車両ルートにおける予測地点の交差点飽和度は0.355～0.704と予測し、交差点における交通の処理が可能とされる0.9を下回っていることから、交通流への影響は少ないとしている。

また、交通安全については、工事用車両ルートにはマウンドアップされた歩道や歩道橋により歩車分離が図られている他、工事用車両の出入口には信号機が設置されていることなどから、歩行者及び一般交通に及ぼす影響は少ないとしている。

しかしながら、工事用車両ルートが学校や住宅地に近接していることから、工事着手にあたっては学校や周辺住民等に対し、交通安全対策や工事中の問合わせ窓口等について、周知を徹底すること。

サ 安全（火災爆発等）

本計画では、安全性を確保するための機能として、消防法等の法令に基づく適切な消防用設備を設置するとともに、施設構造面における耐震性及び異常時における防災体制の確保並びに従来からの管理体制及び防災体制の徹底を図ることから、周辺地域の安全は確保されるとしている。

しかしながら、本計画において各種危険物、有害物質や劇物を貯蔵し、取り扱うことから、事故防止及び安全管理の徹底を図ること。

シ その他の事項

排水施設計画において、プロセス排水については、既設の排水処理装置により処理した後、市下水道へ放流するため公共用水域への排出がないことから、本準備書では予測評価をしていないが、その処理プロセス及び管理体制を明らかにし、公共下水道への汚濁負荷の低減化に取り組むこと。

（３）環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「有害化学物質」、「資源」、「エネルギー」、「地震時等の災害」の各項目における環境保全のための措置については、その積極的な取り組みが望まれることから、環境配慮の具体的な実施の内容について、市へ報告すること。

（４）事後調査に関する事項

準備書に記載された事後調査計画に、個別事項で指摘した報告事項を加え、運転が安定した時期に調査・測定を行い、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成15年10月6日	指定開発行為実施届受理
10月21日	条例環境影響評価準備書縦覧公告
10月21日	条例環境影響評価準備書縦覧開始
12月4日	縦覧終了 縦覧者 2名
12月4日	意見書の締切り 意見書の提出なし
平成16年1月13日	市長から審議会に諮問

4 川崎市環境影響評価審議会による審議経過

平成16年1月13日	トラックキャブ塗装工場更新計画に係る環境影響評価等の審査について、川崎市市長より諮問
1月16日	審議会（現地視察）
1月27日	審議会（事業者説明及び審議）
2月20日	審議会（答申案審議）
3月1日	審議会より川崎市市長へ答申